

# 監査報告書

令和4年6月22日

公立大学法人福井県立大学  
理事長 窪田 裕行 殿

公立大学法人福井県立大学

監事 寺尾 明泰 ㊟

監事 寺田 直樹 ㊟

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第15期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

私ども監事は、理事会に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査した。また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書および附属明細書、ならびに事業報告書および決算報告書につき検討を加えた。

## 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 当法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に行われているものと認める。
- (6) 研究不正防止計画の整備および運用に関する状況については、特に指摘する事項は認められない。
- (7) 役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備および運用は、適正であるものと認める。
- (8) 役員職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められない。

以上